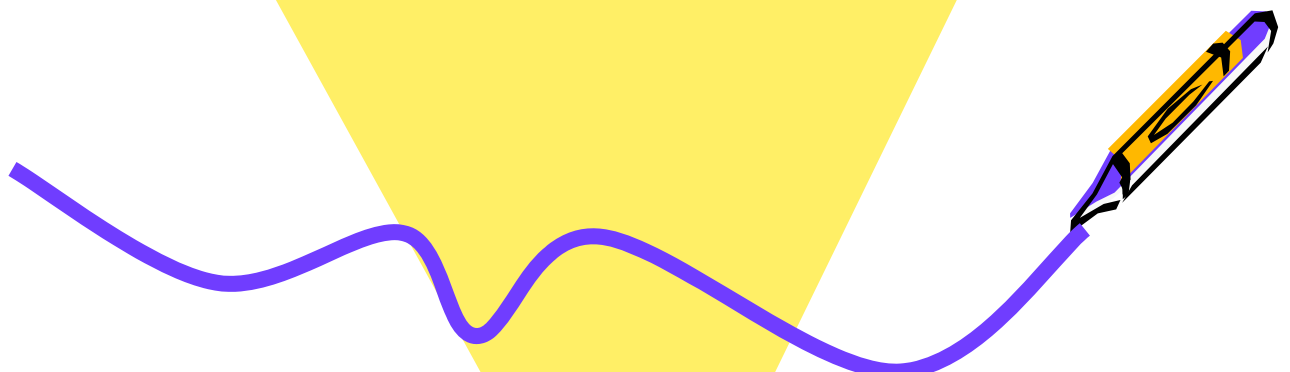


**「約束」って
なんだろう???**

「自分で決めたから、自分で守る。」



**法務省 法教育プロジェクトチーム
私法分野 中学生編**

1 「約束」 するということ。

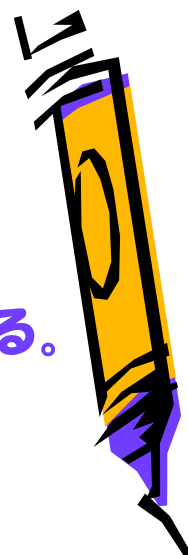
- 人と人が約束すること、は、たくさんある。

たとえば、

- ①今日の帰宅時間をお母さんと「約束」する。
- ②友達と駅前で待ち合わせの「約束」をする。
- ③店員さんと、ゲームを買う「約束」をする。
- ④店員さんと、1週間、DVDをレンタルビデオ店から借りる「約束」をする etc

- この「約束」ってなんだろう？

- 約束したからには、それを守らないといけない。
国が法律で保護することにした特別の「約束」がある。それが「契約」。



2 「契約」するということ。

みんなもコンビニでお菓子やおにぎりを買っているよね。

- 物を「売る」「買う」ってなんだろう？
- 買主は、物を買うとき、いったい何をするのかな？
- では、売るってことは、どんな意味だろうか？

人と人との関係、たとえば、お金や物のやりとりなどの財産関係や、結婚や相続などの家族関係についての基本的な法律が民法

民法第555条

売買は、当事者の一方がある財産を相手方に移転することを約し、相手方がその代金を支払うことを約することによって、その効力を生じる。



○ 考えてみよう???

(ゲームソフトの売買)

Aさんとお店のおじさんとの間で、ゲームソフトを売り買いする約束がされた(売買契約が成立した)のはいつかな?

それはなぜかな??

- ア ある町に、中古ゲーム屋さんがあったとします。このお店の入り口には、道行く人たちに誰にでも見ることができるよう、中古ゲームソフトを「高い値段で買います。」と張り紙がしてあります。
- イ Aさんは、不要となったゲームソフトをこのお店に持って行って売ろうと思い、身支度をして家の玄関を出ました。
- ウ Aさんは、お店に着くまでの道路を歩いている間、心の中で「お店に行ったら、絶対に売ろう。」とっていました。
- エ Aさんは、お店の前に到着して、道路から、「高い値段で買います。」という張り紙を見ました。
- オ Aさんは、お店に入っていく、お店のおじさんにゲームソフトを手を持って、お店のおじさんに見せながら、「これを(2,000円)で買ってください。」と言いました。
- カ お店のおじさんは、ゲームソフトを点検して、「1000円なら買いましょう。」と言いました。
- キ Aさんは、お店の張り紙を思い出し、少し不満になって「もう少し高い値段ではだめですか。1,500円で買ってください。」と言いました。
- ク お店のおじさんは、少し考えましたが、ニコッと笑って「その金額ならいいですよ。」と言いました。
- ケ Aさんは、お店のおじさんにゲームソフトを渡しました。
 - コ お店のおじさんは、ゲームソフトを受け取って、Aさんに1,500円を渡しました。



【発展問題】

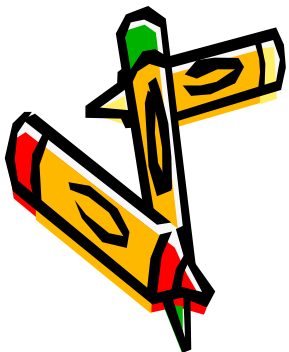
その1 お店のおじさんが買ったゲームソフトをXさんが、お店から勝手に持ち去ろうとしているとしよう。おじさんは、Xさんに何か言えるかな???



その2 お店のおじさんにゲームソフトを売った後、

別のお店では同じゲームソフトを2000円で買ってくれたよ。

高く売れたかったのになぁ……。おじさんとの契約を解消して、ゲームソフトを返してもらえるかなぁ？



3 「契約」を解消するということ。

契約は、いったん結ぶと絶対に守らないといけ
ないのでしょか？

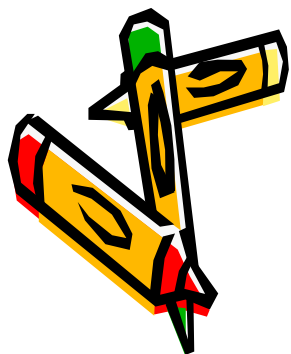
たとえば、



こんなときにも、ゲームの買主は、10,000円を支払わないといけ
ないのでしょか？

こんな時、契約だからといって、そのとおりしないといけ
ないのは、納得がいきません。

そこで、契約は守らないといけ
ないのは、そのとおりなの
ですが、例外として、契約を
解消する（なかったことに
する）ことができる場合が、
法律で定められています。



【発展問題】

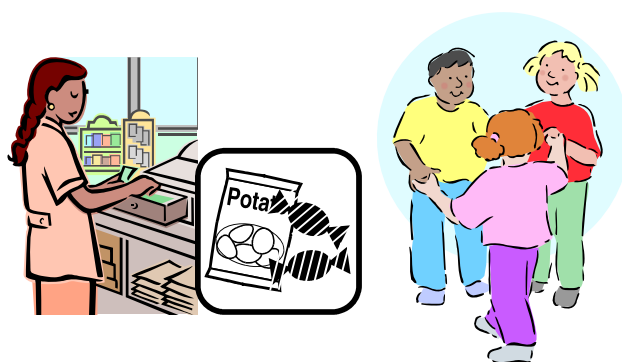
その1 皆さんの中に、実際にゲームソフトを買取専門店で売ったことがある人はいるかな？

その時に、専門店から親の同意書を求められたりしなかったかな？

親の同意書が（印鑑をつけてくるように）求められたのは、なぜだろう???



その2 中学生のA君が、コンビニで300円のお菓子を買うとき、お店から親の同意を求められないのはどうしてだろう???

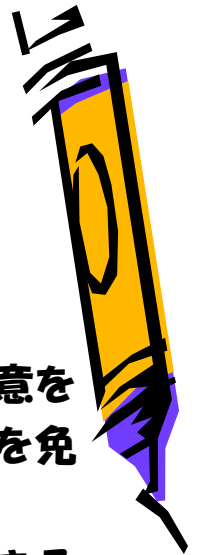
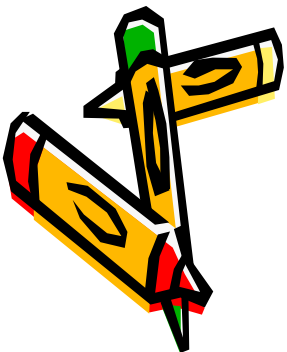


民法第5条

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。



4 考えてみよう。

問1 Bさんは、Aさんから、持っているゲームソフトを売ってほしいと言われました。Bさんはどうしたらよいでしょうか？

問2 Aさんと持っているゲームを1,000円で売る約束をしました。Bさんはどうしたらよいでしょうか？

問3 A君がB君に対して、「C君を殴ったら100円あげるよ。」と言い、B君も「わかった。」と約束し、本当にB君はC君を殴りました。B君はA君にお金を請求できるでしょうか？

【?】 お母さんと帰宅時間を約束しました。でも、もう少し、友達と遊んでいたいとき、どうしますか？ **これって「契約」???**

